

招集期日 平成21年12月4日（金曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第3委員会室

開 会 12月4日（金曜日）午前 9時30分

閉 会 12月4日（金曜日）午前11時46分

出席委員 委員長 永澤美恵子 副委員長 野口哲次
委員 小出 亘 委員 安道佳子
委員 関谷真奈美 委員 向口文恵
委員 宮岡治郎

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 市民部長 福祉部長
健康福祉センター所長 教育総務部長
生涯学習部長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 沼井俊明 高橋佐知子

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで委員長より申し上げます。福祉教育常任委員会の審査に際し、委員会傍聴の申し出があります。

ここでお諮りいたします。福祉教育常任委員会の審査については、傍聴を許可することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、傍聴を許可することに決しました。

ここで休憩いたします。

午前 9時30分 休憩

午前 9時31分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、補正予算2件の計3件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日とい

たしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第104号の条例、次に107号、108号の補正予算の審査の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

それでは、ここで関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長　ここで休憩いたします。

午前　9時32分　休憩

午前　9時33分　再開

委員長　会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第104号　入間市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

委員長　議案第104号　入間市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部長 議案第104号 入間市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

重度心身障害者福祉手当は、障害者の生活の向上と福祉の増進を図るため、重度心身障害者に対し支給している手当でございます。今回の改正は、埼玉県の補助要綱が改正され、県の補助対象となる障害者の範囲が見直されたため、入間市においても県と同様に支給対象者の範囲を見直したいものであります。

具体的には、精神障害者保健福祉手帳1級所持者と超重症心身障害児を支給対象者に新たに加えるとともに、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方を支給対象外とするものであります。

なお、この条例は、精神障害者と超重症心身障害児を支給対象者に加える改正については平成22年1月1日から、65歳以上で障害者手帳を取得した方を支給対象外とする改正については平成22年4月1日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

安道委員 総括質疑の中でもこの点については質疑させていただいたわけ

ですけれども、ただいまの説明をお聞きしましても、県の補助要綱が改正されたので、市も県同様に見直しますというふうな形で提案されていますけれども、この事業についてはあくまでも実施主体は入間市であると思います。ですから、受けてというよりも、これは入間市独自の判断でこのように削減するのだというふうに理解したわけですが、その点はどうなっていますでしょうか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 今おっしゃられるように、県のほうの要綱改正がありまして、その後市でも種々検討をした上で今回の案を出したものでございます。

以上です。

安道委員 この間本当に市民の暮らしは大変になっている。所得が200万円以下の方々が入間市でも増加傾向にあると。暮らしが大変になっている。高齢者の方々は、この間実質年金も減っている状況、手取りは減っている状況です。暮らしが大変になってくる中であえてここ、65歳以上の方々が線引きするというのはどうなのだろうかと。市長は、平成20年度の決算でも8億5,000万円からの黒字会計ですというふうな形で締めてします。そういうふうな極めて厳しい財政状況という状態ではないのだと思うのです、入間市の今の状態。市民の厳しい生活実態からしたならば、むしろ福祉を下支えする施策というのは大切にしていきたいと思うわけなのです。その点で高齢者の方々の暮らしを考えたときに、この点についてどういうふうに検討されたのか、もう一度お聞きした

いと思います。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 確かに今おっしゃられるように、高齢者の種々の税制の改正、高齢者控除の廃止等を行われて、生活はその分は大変になっているかと思います。ただ、福祉全体を見ますと、前政権でも今回の政権でもそうですけれども、まだ弱者の、例えば発達障害者あるいは高次脳機能障害者等々まだサービスがっていない、ほとんど公的サービスがいないところもございます。そういう中で、65歳というところで線引きというのがありますけれども、高齢者等の公的サービスの制度というのは、平成12年以来介護保険法等の制度が開始されまして、公的サービスという面については相当進んできている。そういうふうな総体的な中で、弱者へのサービスというものは今後大変重要になってくるのではないかと、そういう総合的な判断の中で65歳というところで線引きさせていただいたというふうな状況もございます。

以上です。

安道委員 さまざまサービス確かにこの間、介護保険でも使えるものもあります。しかし、この利用する場合、総括質疑の中でも言いましたけれども、やっぱり利用料は原則1割負担なわけです。介護保険にしても、障害者自立支援のほうにしても、医療にしても1割負担です。ですから、本当にこの年金収入が実質減っているときにこの6,000円の手当というのはどれだけこういったときに有効か、サービスを活用する上でかけがえのない6,000円になってい

るかと思うのです。ですから、そこのところは十分に検討していただきたかったわけなのですけれども、他の自治体も総じてこの県の形を受ける形になっているというふうなことですけれども、他市でもしかし検討されていくのではないかなと、このことについて再検討されていくのではないかなというふうに思うのですけれども、例えば川越市なんかは精神の方は2級まで進めていますし、ほかの自治体では結構この重度心身障害者の手当については手厚くなっています。ですから、一緒になって削るというのではなくて、最大限これを、入間市独自の分だけでも確保しようという努力が欲しいし、再検討の余地があるのではないかと。障害者福祉審議会でも、十分に審議されなかったということを非常に残念がっているわけです。提案が遅過ぎたのではないのかと、市民の声を聞くという姿勢があるのだろうかというふうなことが審議会でも議論されている。そういった点からすると再検討の余地があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 近隣市町村によって市の単独事業の割合というのは違っております。近隣ですと、所沢市等が非常に手当的な金額については多いわけでございます。市としましても、財政上許す範囲内で県基準額の5,000円に上乗せして1,000円出しているわけでございます。それから、部長が総括質疑で答弁しましたように、療育手帳Bの方、この方たちは県の補助対象ではございませんけれども、市で独自で県の基準に1,000円上乗せした6,000円同額で出させているところでありまして、金

額の他市との差はございますけれども、そういう点では市としても努力しているというふうに感じております。

以上です。

向口委員 総括質疑のほうとちょっとかぶるところもあると思うのですが、質疑させていただきます。

県からの要綱改正の概要が届いたというのは4月ということだったので、間違いございませんでしょうか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 はい、そのとおりでございます。

向口委員 それでは、障害者福祉審議会がたしか10月と11月に行われたというふうに聞いているのですけれども、その間半年あったわけですが、その間はどのようなスケジュールでいらっしゃったのかを教えてくださいたいと思います。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 県のほうは2月議会でしょうか、これ予算の全体枠の中で審議されたわけでございます。現実的にはその細部まで市のほうでは知りませんで、通知が来て初めてその内容的なものを知って、それから県のほうにも問い合わせたわけですが、後県の議会の会議録等を見ましてもほとんど質問も少ない状況でございまして、その後市としての対応を種々議論してきたところでございます。それで、9月議会となりますと非常に早い8月上旬の段階、あるいは条例等の改正になりますともっと早い段階で手をつけざるを得ない状況でございまして。そうしますと、審議会の意見を聞くこともできませんので、市としましてはその間に市としての対応策を決めて、それから審

議会のご意見を伺うという流れになりまして、県内でも約六、七十パーセントはほとんどこの12月議会になっているというのが現状でございます。

以上です。

向口委員 あと、今回は非課税世帯ということなのですが、非課税世帯の300万円ぎりぎり暮らしで暮らしていらっしゃる方と、国民年金のみでぎりぎりの中で生活していらっしゃる方とのその格差に対しては、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 確かに年金だけの受給者ですと、障害基礎年金と厚生年金を掛けていた方は障害厚生年金と、こういう上乘せがありまして、これらの年金を受けることができると。この障害年金は非課税でありますので、そうしますとあと市民税で非課税といいますと、その他の収入として125万円以内までが可能と。そうすると、非課税のラインとしますと、個人差はありますが、障害厚生年金が障害基礎年金と同額であれば323万円ぐらいまでの収入であれば非課税であるというふうなことが言えると思います。

また、逆に今委員さんがおっしゃいましたように、障害基礎年金だけの収入しかないということになりますと1級の年金額が99万100円、この障害基礎年金部分しかない。そうしますと、その収入のラインというのには個人差はございますけれども、非常に格差はあるなど。そういう中での配慮というのは今後考えていかなければいけないのかなと、そのように感じております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

安道委員 入間市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

これまで入間市では、重度心身障害者の方につき6,000円の補助を行ってきました。今回の改正案では、精神障害者の方や超重度心身障害児への支給拡大に踏み出しています。このことは当然のこととして歓迎するものです。しかし、問題はこれと一体に65歳以上の新規障害者手帳取得者にこの手当を支給しないという点です。同じ障害者でありながら年齢で切り分ける差別は、長い間苦労してきた高齢者に対する差別であり、福祉の原点から見ても認められません。

精神障害者への手当の支給拡大は当然のことであり、このことをもって新たな65歳以上の人を排除する思想は障害者の中に分断を持ち込むものであり、市民の納得は得られません。現在支給されている65歳以上の人にとっても、納得を得られないものだろうと思います。同じように障害を持ちながら年齢で手当支給が排除されては、平等性を欠くことになります。障害があっても人間として豊かに生きたいという願いを励ますのが行政の役割ではないでしょうか。行政が人を大切にしているか否かが問われています。

地方自治法では、住民の福祉の増進を図ることは市の本来の役割であるはずですが。

今回の改正に当たり、市は介護保険制度や他の高齢者福祉施策など従来の施策で補うことができるとしてありますが、介護保険や医療費などの利用は1割負担が原則です。高齢者の方の暮らしを支える年金は、実質低下しています。介護サービスを活用する上でこの6,000円の手当がどれほど有効で助かるものかは、想像にかたくありません。

この間、高齢者の方は、税制改正により負担増を強いられました。その上入間市では、平成18年には介護保険料を引き上げ、敬老祝金の削減を行い、重度心身障害者福祉手当の所得制限を行いました。今回新たな65歳以上の人を排除し、切り捨てることは、高齢者の方にさらなる追い打ちをかけるものです。平成20年度8億5,000万円の黒字決算という入間市の財政状況を見るならば、財政難を理由に福祉を切り捨てることは到底市民の理解は得られません。市民生活が大変なときだからこそ福祉手当を削るのではなく、むしろ安心して暮らせるよう市民を励ます施策を積極的に進めるべきです。県が助成を削るから市も削減するというのは、自治体の主体性、姿勢が問われるものです。実施主体である入間市が独自の補助を積極的に進めることを求め、反対の討論といたします。

委員長 次に、賛成の方。

宮岡治郎委員 保守系クラブを代表し、議案第104号 入間市重度心身障

害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について、賛成の討論をします。

今回の改正は、埼玉県補助要綱が改正されたことに伴うものです。具体的には、支給対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者と超重症心身障害児を新たに加えていること。一方、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方については支給対象外とする改正です。これまでの支給対象者は重度の身体障害者と知的障害者でしたが、これまで重度の精神障害がありながら支給対象でなかった精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方も支給対象となり、これに加え超重症心身障害児の方も新たに支給対象に加わることは、評価できるものです。

一方、65歳以上で新たに手帳を取得した方を支給対象外とすることについては、手帳を取得する原因が高齢によることが多いことや介護保険や自立支援法の公的サービスの利用が可能であり、また経済的には税制面や重度心身障害者の医療費の助成、補装具、日常生活用具の自己負担分の助成など多岐にわたる支援もあることから、65歳以上の新規手帳取得者を支給対象外とすることについては、全体としてはやむを得ないものであると考えます。

また、厳しい財政状況ですが、若年期から障害を持つことが多い知的障害者で療育手帳B所持者の方やその保護者に対し、県の補助対象ではありませんが、支援の必要性にかんがみ市単独で支給対象者としていることから、これらを評価し、入間市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について、賛成の

討論とします。

委員長 ほかにありませんか。

向口委員 公明党入間市議団を代表し、賛成の討論を行います。

今回の条例改正により、精神障害者の方にとって入間市として初めて手当が支給されることは、障害福祉の上で大きな前進であります。その反面、65歳以上で新たに障害の認定を受けられた方が4月以降手当の対象から外れることは、大変に残念なことであります。しかしながら、県の要綱の改正によるものであり、市の厳しい財政状況においてはやむを得ないものと理解いたします。非課税世帯の中でもさらに厳しい経済状況に置かれている高齢者に対し何らかの施策を講じていただけるよう要望し、賛成の討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 これより採決いたします。

議案第104号 入間市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第104号 入間市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

向口委員 議案第104号 入間市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部

を改正する条例に対する附帯決議案を提出いたします。

委員長 提出ですか。

向口委員 はい、提出いたします。

委員長 ただいま議案第104号 入間市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例に対し、向口委員から附帯決議案が提出されました。

〔(暫時休憩して) という人あり〕

委員長 暫時休憩します。

午前 9時54分 休憩

午前 9時55分 再開

委員長 会議を再開いたします。

向口委員から附帯決議案の趣旨説明を求めます。

向口委員 議案第104号 重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例に対する附帯決議を提案したいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の条例改正について、精神障害者の方にとって入間市として初めて手当が支給されることは、障害福祉の上で大きな前進であります。しかし、その反面、65歳以上で新たに障害の認定を受けられた方が4月以降手当の対象から外れることは、大変に残念であります。執行部は、高齢者福祉の中のさまざまな福祉施策を充実させていくことで理解を得たいとのことですが、65歳直前に認定をされた方との不公平さはぬぐえません。また、

非課税世帯の中でも、特に国民年金のみで生活しておられるような高齢者にとっては、厳しい改正であります。

執行部の説明によりますと、今後10年間で精神障害の方への支給見込額が1,600万円、65歳以上の新規認定者を支給対象外としたときの削減される見込額は8,900万円、差額が7,000万円近くに上ります。県の要綱の改正によるものであり、市の厳しい財政状況においてはやむを得ないことと理解できますが、非課税世帯の中でさらに厳しい経済状況に置かれている高齢者に対しては、何らかの施策を講ずるべきであると思います。

以上の観点から、厳しい財政の中でも福祉の後退がないよう、65歳以上で新たな認定を受ける高齢者の経済状況を把握していたとき、本当に家計の厳しい方へ何らかの施策を講じていただく旨の附帯決議を提案させていただきます。

それでは、読み上げさせていただきます。

議案第104号 入間市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例に対する附帯決議。

平成22年4月1日施行後、手当支給対象外となる65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方の中でも、生活困窮者に対しては、市財政状況に留意しつつも、これまでの受給者と比べ不公平とならないよう、障がい者及び高齢者福祉施策の充実を図る中で、速やかに支援策を講じること。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

関谷委員 生活困窮者というのは、具体的にどのようなものを想定しているということはあるでしょうか。もともと住民税が非課税なわけですが、その中においても、収入はそれなりにあるけれども、支出が、例えば住宅ローンがあるというのちょっと考えにくいかもしれませんが、そういう方もいるかもしれない。収入が少なくても出ていくものが少ない方もいらっしゃると思うのですが、生活困窮者というのはどのような方を想定しているのか、もしあれば教えてください。

向口委員 先ほどもちょっとお話ししましたけれども、本当に非課税世帯の中でもすごく格差があるという現実があります。本当に国民年金のみで生活していらっしゃる方というのは、5万円、6万円、そういった中で生活していらっしゃる方もいっぱいおられます。また、そういった意味では、本当にそういう金額からすると大変厳しい状況であると言えると思うのですが。

委員長 よろしいですか。

関谷委員 はい。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第104号 入間市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例に対し附帯決議を付することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、議案第104号 入間市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例に対し附帯決議を付することに決しました。

それでは、委員会として本会議に附帯決議を提出したいと思えます。よろしく願いいたします。

ここで休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第107号 平成21年度入間市一般会計補正予算(第6号)のうち所管のもの

委員長 議案第107号 平成21年度入間市一般会計補正予算(第6号)のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、健康福祉センター所管のものについて健康福祉センター

所長より説明を求めます。

概要説明

健康福祉センター所長 よろしく申し上げます。議案第107号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第6号）のうち、健康福祉センター所管のものにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算説明書の27、28ページをごらんください。まず、款4 衛生費項1 保健衛生費目6 予防費のうち、大事業、生活習慣病対策事業、中事業、健康診断事業1,942万円の増額であります。国の経済危機対策の一環で平成21年度補正予算に計上されました女性特有のがん検診推進事業の実施に伴うものでございます。対象者は、子宮頸がん検診が20歳から40歳までの5歳刻みの方、乳がん検診が40歳から60歳までの5歳刻みの方であり、検診手帳及び無料クーポン券を送付し、受診を促すものであり、受診者の増加が見込まれるための補正をするもので、あわせて歳入で疾病予防対策事業費等補助金2,134万4,000円を国の補助金として受け入れるものでございます。

次に、同じく大事業、予防事業、中事業、新型インフルエンザワクチン接種助成事業2,521万5,000円の増額であります。現在流行しております新型インフルエンザに対する国のワクチン接種事業に関連して、優先接種者のうち低所得者である生活保護受給者、中国残留法人等支援給付制度の受給者及び市町村民税非課税世帯対象者に対し、ワクチン接種の実費負担による経済的負担を軽減するため接種費用の全額を助成するもので、平成20年度の高

年齢者インフルエンザ予防接種を参考に接種率を約50パーセントとして4,100人分を見込み、計上したものでございます。あわせて歳入で新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金として、国から2分の1の1,312万4,000円、県から4分の1の656万2,000円をそれぞれ補助金として受け入れるものであります。なお、市負担分の4分の1につきましては、特別交付税で措置されることになっております。

次に、目8健康福祉費の中事業、障害者・高齢者自立支援事業57万5,000円の増額であります。国の障害者支援の拡充として障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく特別対策事業が実施されておりますが、その事業の一環で県の体育館等バリアフリー緊急整備事業の対象として行うものであります。この事業は、障害のある方に対しスポーツへの参加の機会をふやし、スポーツの楽しさを知っていただき、スポーツを通じて健康の増進に寄与するものであり、障害者スポーツ大会や教室、各種事業で使用するフライングディスク、バリアフリーディスクゴルフ等の障害者スポーツ用の備品を購入するものであります。歳入で体育館等バリアフリー緊急整備事業補助金として、県から50万円を受け入れるものでございます。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

宮岡治郎委員　款4衛生費、項1保健衛生費、目8健康福祉費です。今、

障害者・高齢者自立支援事業57万5,000円の話ありまして、障害者のスポーツ大会などでもできる体育館のバリアフリーということだったのですが、ということは中央体育館のバリアフリーということですか。

健康福祉課長 体育館等の障害者に対するバリアフリー、例えばスロープとか多目的トイレですか、それらも含まれておりますけれども、それとともに障害者スポーツに対する備品購入ですか、その補助を優先するという通知が県から来たものですから。ただ、この通知10月21日付なものですから、ちょっとこの時期になってしまったということです。

宮岡治郎委員 何か2つの話を間違えて、混合してしまって、どうも失礼しました。

野口委員 関連して、備品購入したフライングディスク等の管理は管轄している健康福祉センターでされると思うのですけれども、何かそこに置いておいたら何となく不便なような気がするのですけれども、どういう管理をされるのですか、貸し出し等は。

健康福祉課長 当然健康福祉センターの中に倉庫があります。その中に保管しております。当然今までも障害者のスポーツ大会とかフライングディスク教室、大会というのは開いておりました。ただ、それらの機具はボランティアの方の手づくりというものでやりましたので、それは今の倉庫にもおさまっておりますし、今回購入するものについても倉庫で管理をして、申し込みがあれば貸し出しするという形をとりたいと思っています。

野口委員 ではインフルエンザの関係で予防費、予防事業、この接種助成事業について、いわゆる市民税非課税の方が対象だということの説明、その分全体の50パーセントほど予算どりされたということなのですけれども、市長のこの議会前というか、議会での、ケーブルテレビでの記者会見があって、それを聞きますとやはり非課税世帯のボーダーラインの人も苦しいので、何か考えなければいけないなということをしたような気がするのですけれども、これは現場ではどう検討されているのですか。

健康管理課長 先般の総括質疑の所長答弁にもございましたとおり、今市長から指示を受けておりまして、現在各市の状況や補助対象範囲、またそれを行う場合、医療機関との運用方法、また必要経費につきまして現在検討を行っているという状況でございます。

野口委員 そうすると、次の議会は3月だけれども、時期的に間に合うのか。時期的なものについてはいかがですか。

健康管理課長 それも含めまして今検討をさせていただいているという状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ健康福祉センター所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で健康福祉センター所管のものについての質疑は終了いたしました。各所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民部所管のものについて市民部長より説明を求めます。

概要説明

市民部長 おはようございます。議案第107号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第6号）における市民部所管の部分について、その概要をご説明を申し上げます。なお、歳入歳出ともに関連ある項目につきましては、これらを一括してご説明を申し上げます。

それでは、補正予算説明書の15から18ページをごらんをいただきたいと存じます。款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費13万4,000円の減額は集会所土地借上料補助金で、この補助金は固定資産税の課税標準額より算出をしております。この課税標準額が3年ごとに行われる固定資産評価替えに伴い改定されたことにより補助金限度額が減額となりましたので、その不用額を減額補正するものでございます。

次に、目12文化振興費5万9,000円の減額は、姉妹都市佐渡市とのイベント交流事業で、職員派遣日程が当初予算では2泊3日の予定でございましたが、これが1泊2日の行程となったため、その不用額を減額するものでございます。

次に、目13国際交流費56万1,000円の減額は、姉妹都市ヴォル

フラーツハウゼン市、友好都市中国・奉化市への訪問派遣団の随員計5名分の航空運賃のオイルサーチャージが安価になったため、その不用額及び友好都市中国・奉化市より万燈まつり訪問団の受け入れを予定しておりましたけれども、これが訪問団が派遣されなかったということで、その不用額を減額するものでございます。

次に、目14市民会館費4万7,000円の減額は市民会館第2駐車場借上料で、集会所土地借上料と同様に課税標準額の改定に伴い借地料が減額となりましたので、その不用額を減額するものでございます。

次に、目17防災・国民保護費210万3,000円につきましては、全国瞬時警報システムを導入、設置するものでございます。このシステムは、国からの緊急地震速報、気象警報、津波警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を受信して市民にいち早く情報伝達することにより、市民に早期の避難や予防措置などを促し、被害の軽減につなげるとともに、市の危機管理能力を高めるために設置するものでございます。

なお、このシステムは平成19年より運用が開始されておりますが、システム導入に高額な経費が必要となり、設置する自治体が少なかったため、国が平成21年度補正予算で自治体に補助金を交付することと決定をいたしました。このため、設置費用の一部について補助金の交付を受けるものでございます。

なお、その財源の補助金につきましては、大変恐縮でございま

す。説明書 9 から12ページでございます。款16県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費補助金、細節全国瞬時警報システム整備促進事業交付金142万9,000円を受け入れるものでございます。

なお、この件につきましては、お手元に資料を配付をさせていただきました。後ほどお許しをいただければ担当参事から詳細な説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

恐縮です。続いて、もう一度17から18ページにお戻りをいただきたいと思います。項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費1,229万円の減額は、市民課職員の人事異動に伴う人件費の調整分でございます。

同じく目 2 支所費805万4,000円の減額につきましても、各支所に係る人件費の調整分でございます。

続きまして、21から22ページをお願いをいたします。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 6 国民健康保険費、職員給与費99万3,000円の増額は、保険年金課職員の人事異動に伴う人件費の調整分ということでございます。

また、国民健康保険特別会計繰出金12億円につきましては、国民健康保険特別会計における歳入の不足分を補うための措置ということでございます。

以上、平成21年度入間市一般会計補正予算（第6号）に関する市民部所管の概要の説明を終わりとさせていただきます。よろし

くご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

委員長 会議を再開いたします。

では、先ほど部長のほうよりお話がありました全国瞬時警報システムの概要について、高橋副参事よりご説明お願いいたします。

市民部参事兼防災防犯課長 それでは、お手元に配付させていただきました資料に基づきまして説明をさせていただきます。

全国瞬時警報システム、別名J－ALERT、その概要でございます。J－ALERTの概要につきましてご説明をさせていただきます。J－ALERTの特徴は、先ほど部長も概要で説明をさせていただきました大規模な自然災害や弾道ミサイル情報等対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星を用いまして国から市町村等に瞬時に伝達するシステムでございます。

J－ALERTの導入によりまして被害の軽減につながるのかと申しますと、早期に住民に避難や予防措置などを促し、被害の軽減につなげていくという考えでございます。市が今回補正で計上をさせていただいております実施の範囲につきましては、緊急情報を受け入れる受信機及び附属品までの整備とさせていただきますと思っております。

住民への周知方法でございますが、今回の補正では受信機の整備まででありますので、国から受けました緊急情報は職員が防災行政無線放送によりお伝えをさせていただきたいと考えております。

国からの緊急情報はどのようなものかということになりますと資料に書いてあるとおりで、この辺につきましては説明を省略させていただきたいと思っております。

県内の自治体の状況はということなのですが、平成16年11月から15都道府県、そして16市町村で実証実験が行われ、それに参加しました埼玉県、日高市で実施されました。なお、平成19年2月から、このうち10都道府県、そして4市町で運用が開始されました。当然埼玉県及び日高市が運用を開始したところでございます。平成20年4月になりますと、飯能市が運用開始をいたしました。ことしの6月、全国304区市町村が導入をとしたという経緯がございます。

大変恐縮ですけれども、2枚目をお願いしたいと思います。全国瞬時警報システムの流れでございますが、先ほどご説明させていただきました内閣官房、内閣府あるいは気象庁、防衛省から消防庁の制御卓を使いまして人工衛星のほうに飛ばします。これが打ち上げられておりますスーパーバードB2という人工衛星を使いまして、瞬時に市町村の小型受信機のほうに情報が入ってくるというシステムでございます。その後自動起動機を使って、本来であれば市の防災行政無線を使って流すわけですけれども、今回

3 ページにございます。本来でしたら当初国が、ここの②という点線の範囲内が国が補助をするというお話でございましたが、政権交代等によりましてこれがなくなりまして、①が補助の対象ということになります。本来であればその補助の対象でない自動起動機とかそういうものを使って整備すればよろしいのでしょうかけれども、入間市の近々の財政状況等を考えたところによりますと、今回は①の範囲内、受信する受信機、そしてただ単に受信だけではわかりませんので、回転灯あるいは附属の設備まで整備するというふうになっております。

今回雑駁な説明ですけれども、補正を計上した J - A L E R T の概要で説明とさせていただきます。

以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。

これより市民部所管のものについて質疑に入ります。

宮岡治郎委員 議案そのものの記載事項ではないのですけれども、今説明のあった中で、資料の中で同報系という言葉あるのです。同報無線制御卓とか、同報系防災行政無線等とか、この同報系という言葉がわからないのですけれども。

市民部参事兼防災防犯課長 例えば一番わかりやすく言いますと、今の時間ですと4時、「よい子の皆さん早く帰りましょう」ということで市内に防災行政無線125本あります。その無線のことを指しております。

宮岡治郎委員 つまり同時に一括報告するという意味ですね。

市民部参事兼防災防犯課長　そうです。

宮岡治郎委員　はい、わかりました。

安道委員　私も同じく今の説明の件でのお聞きしたい点あるのですけれども、そうしますとこの時点で県内ではどの程度の自治体がこれら今進めているのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長　県内の自治体でほとんど今回の国の第1次補正によって行われますけれども、聞くところによりますと7市が今回の補正はしないと、今回の国の補正に基づくその整備はしないというふうになって、ほかの市町村につきましては今回12月の補正で一斉に上げているというふうに理解をしていますけれども。

野口委員　今回はそのシステムの中の一部だけを補正で、いろいろいきさつがあると思うのですけれども、そこがちょっとイレギュラーだと思うのです。だから、私たちが知りたいのは、この自動起動機の設置までやると幾らかかるのかということなのです。それについては、もう既に前の補正予算で何か通達来てやりかけたということは数字が出ていると思うので、幾らの費用ということですか。

市民部参事兼防災防犯課長　繰り返しちょっとご質疑のほうを伺わさせていただきますけれども、すべてを整備するとどのくらいかかるかという解釈でよろしいですか。

野口委員　そうです。

市民部参事兼防災防犯課長　すべてを整備しますと、市のほうの概算ですけれども、2,400万円ぐらいかかるということで埼玉県へ要望の

ほうには出させていただきます。

野口委員 質疑の仕方が悪くて、今回の受信機の210万円、これを含めてという、ちょっと確認したいのですけれども。

市民部参事兼防災防犯課長 失礼しました。総額ですと、制御卓とかいろいろ整備しますと総額では3,000万円ぐらいになりまして、私ども今2,400万円というのは、3,000万円のうちの補助対象が2,400万円ぐらいになるということでございまして、今の野口委員のその210万円がそれに含まれているのかというと、それには含まれております。

野口委員 そうしますと、この補助対象2,400万円のうち、前の政権では幾ら補助するということだったのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 先ほど申したとおり、2,300万円から400万円ぐらい。

野口委員 今の執行部、入間市の方針としては、つまり補助がかなり多かったらやる、それとも補助がなかったらやらないとか、そういう一定の方針は立てていますか。

市民部参事兼防災防犯課長 今回事業費ベースで約3,000万円、補助ベースで2,300万円から400万円ということで1回出しましたけれども、今のご質疑のそれが認められたらやるかやらないかということになりますと、私どもこの整備についてはもし補助がついたらやるということで考えておりました。

野口委員 本当ごめんなさい、質疑の仕方悪くて。だから、補助がつけばやるということはわかりました。という方針だから、現政権で補

助がつけばやると。ところが、政権が補助をつけない場合はやらない可能性もあるのですか。今のように、「よい子の皆さん」みたいに作動させるとなっていますよね。そういう方針でいくかということ確認です。

市民部参事兼防災防犯課長 補助がつかなかった場合に、今回の補正は受信機までだけれども、それ以降の自動起動機はやるのかというご質問だと思うのですけれども、私どもの今の市の状況ですと、自動起動機以降からですと相当の、210万円に対して3,000万円ですと相当な額がかかりますので、これについては見送らざるを得ないのかなというふうには考えています。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 この際委員として質疑を行いたいので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

永澤委員 恐れ入ります。今の全国瞬時警報システムのことについてもうちょっとお聞きしたいので、かわらせていただきました。

今回補正を受けずにこれをやめた場合には、次の段階のもし国が補助をつけた場合には、今回入れないとそれが認められないという解釈でよろしいのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 今回の補正をしなかった場合、国の補正について市が対応しなかった場合、次の段階どうなりますかというお

話ですけれども、私ども今それについてはちょっと確認はしておりませんが、多分今回でこのものがなくなるという解釈は私ども持っていますし、県のほうもそのようなことを思っていますので、今回受信機までだけれども、やっぱり整備をさせていただきたいというふうに考えております。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ市民部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、福祉部所管のものについて福祉部長より説明を求めます。

概要説明

福祉部長 議案第107号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第6号）

のうち福祉部所管のものについて、概要をご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算説明書9から10ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款15国庫支出金、

項1 国庫負担金、目2 民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金5,020万8,000円の増額は、歳出における介護給付費、訓練等給付費等の増額に伴い、その2分の1の負担割合である国庫負担金を補正するものであります。

同じく保育所運営費負担金4,727万3,000円の増額は、歳出における保育所運営費委託料の増額に伴い、国庫負担基準額の2分の1の負担割合である国庫負担金を補正するものでございます。

同じく児童手当負担金1,461万6,000円の増額は、歳出における児童手当の支給額の増額に伴い、それぞれの負担割合に応じた国庫負担金を補正するものであります。

同じく生活保護費負担金1億6,500万円の増額は、歳出における生活保護扶助費の増額に伴い、その4分の3の負担割合である国庫負担金を補正するものであります。

次に、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、次世代育成支援対策施設整備費交付金5,740万円の減額は、埼玉県こども基金の設置に伴い、保育所緊急整備事業補助金へ組み替えたため、全額を減額するものであります。

次に、款16県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金、障害者自立支援給付費負担金2,510万4,000円の増額は、歳出における介護給付費、訓練等給付費等の増額に伴い、その4分の1の負担割合である県負担金を補正するものであります。

同じく保育所運営費負担金2,363万6,000円の増額は、歳出における保育所運営費委託料の増額に伴い、国庫負担基準額の4分の1

の負担割合である県負担金を補正するものであります。

続きまして、11から12ページをお開きいただきたいと思います。同じく児童手当負担金649万2,000円の増額は、歳出における児童手当の支給額の増額に伴い、それぞれの負担割合に応じた県負担金を補正するものであります。

次に、項2県補助金、目2民生費県補助金、放課後児童健全育成事業費補助金978万2,000円の増額は、学童保育室の補助単価の改定等に伴う交付額が確定したため、増額するものであります。

同じく保育所緊急整備事業補助金8,048万3,000円の増額は、先ほども歳入でご説明いたしましたが、補助金の組み替えに伴い、こどものくに保育園への補助金に対する県からの補助金を計上したものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書21から22ページをお開きいただきたいと思います。初めに、福祉部所管の職員給与費については、実配置及び人事院勧告に基づき精査したものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

最初に、款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費、小事業、介護給付事業6,800万円の増額及び訓練等給付事業3,020万円の増額は、平成21年4月1日から障害者福祉サービスの報酬単価が平均5.1パーセント引き上げられたことなどにより公費負担が増加したため、計上したものでございます。

同じく小事業、日常生活用具給付等事業700万円の増額は、日常生活用具給付対象となる蓄便袋等の装着者であるストマ対象者

の増加などにより、当初見込みを上回るため計上したものであります。

同じく中事業、国庫支出金返還金1,443万1,000円及び県支出金返還金721万円の増額は、平成20年度障害者自立支援給付費負担金等の実績額が申請額を下回ったため、返還するものであります。

同じく中事業、障害者施設建設費補助金1,200万9,000円の増額は、精神障害者施設創和ユニットの建てかえに伴う設置者負担金の2分の1を補助したため、計上したものであります。

続きまして、23から24ページになりますが、項2児童福祉費、目2児童保育費、大事業、保育園児童保育実施委託事業1億1,377万4,000円の増額は、当市の委託費の算出基礎の一つの地域加算区分の対象が4パーセント地域から5パーセント地域に平成21年4月1日にさかのぼって改正されたことなどにより、児童1人当たりの委託料が増額となったため、計上したものであります。

同じく大事業、民間保育所増改築整備事業補助金3,462万5,000円の増額はこどものくに保育園に対する補助金ですが、平成20年度の国の第2次補正予算の追加経済対策として安心こども基金が創設され、平成20年度から平成22年度までの間は基金から支出されることとなり、その交付基準が変更になったため計上したものであります。

続きまして、25から26ページになりますが、目5児童手当費、大事業、児童手当2,760万円の増額は、転入や出生等により支給対象児童数が当初見込みを上回るため、計上したものであります。

同じく大事業、児童扶養手当996万9,000円の増額は、離婚等の増加による新規申請、受給者の転入等により受給件数が増加したため計上したものであります。

次に、項3生活保護費、目2扶助費、大事業、生活保護扶助2億2,000万円の増額は、被保護者数の大幅な増加により必要額を計上したものであります。

以上で福祉部所管の概要説明を終わります。

なお、詳細については担当課長より答弁いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長　これより福祉部所管のものについて質疑に入ります。

安道委員　説明書の11、12ページのところで、放課後児童健全育成補助事業というふうなことで、先ほどこの補助単価の改定があつて増額されたというふうなことでしたけれども、どのように変わったのか、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

福祉部参事兼児童福祉課長　これにつきましては、補助単価は、20人から35人の区分のところが163万円が161万2,000円に減額になっております。36人から70人のところが242万6,000円から240万8,000円に減額になっております。71人以上が322万2,000円が320万4,000円に減額となっております。それから、長時間加算が22万7,500円が18万2,450円に減額となっております。また、開設日数加算が57万2,000円が54万6,000円に減額になっております。単価は下がっておりますが、入所の状況によりまして、当初36人から70人のところを14施設見込んでおつて、71人以上を2施設見込ん

でございましたが、補正後は36人から70人が12施設、71人以上が3施設ということで、それと長時間加算と開設日数加算については県の予算の動向によっては補助されない部分がございますが、この部分が今回主には補正の増という形になっております。

宮岡治郎委員 24ページです。款3 民生費、項2 児童福祉費、目2 児童保育費です。大事業で民間保育所増改築整備事業補助金とありました。具体的に言いますと、社会福祉法人のこどものくに保育園ですけれども、建物が木造2階建てのようなのですけれども、今回の増改築整備では耐震補強などもなさるのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 今回建てかえになっておりまして、建てかえ後は木造の2階建てになります。耐震の基準に合ったものとなると思っております。

宮岡治郎委員 今現在は、仮設の園舎か何かで園児を保護していらっしゃるのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 はい、近隣の民地をお借りしまして、仮設園舎で現在保育をしております。

向口委員 今の宮岡委員と同じところなのですけれども、民間保育所の増改築の整備事業というところなのですが、こどものくに保育園で病後児保育を今後整備されるということなのですけれども、その概要についてちょっと教えていただければと思います。

福祉部参事兼児童福祉課長 病後児保育につきましては、こどものくにさんでは病後児の看護を担当する看護師等を1名以上配置し、利用定員4人ということで実施する予定になっております。現在、提

携する医療機関さん等の調整を行っている段階でございます。

向口委員 いつごろこのこどものくに保育園が完成して、病後児保育もいつから始まる予定なのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 建物の完成は来年の4月1日オープンを目指して工事中でございますが、病後児保育については入間市でも初めての事業でございますので、若干それよりおくれる部分もある、医療機関との調整等もございますので、若干おくれる部分も可能性としてはあるかと思っております。

向口委員 医療機関との提携というのがあるのですけれども、それは例えばそこで預かったお子様が病気で何かあった場合はそこに搬送するとか、そういったような提携なのでしょうか。それともお医者がそちらに出向いていただくとか、何かそういうことなのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 搬送するものと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ福祉部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました
が、各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、教育総務部所管のものについて教育総務部長より説明を求めます。

概要説明

教育総務部長 それでは、議案第107号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第6号）の中で、教育総務部所管のものについて説明をさせていただきます。説明書で説明をさせていただきます。

説明書の9から10ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入から説明をさせていただきます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目9教育費国庫補助金、節3幼稚園費補助金、幼稚園就園奨励費補助金175万3,000円は、文部科学省から平成21年度の国庫補助単価が示されたこと及び補助対象人数に変更があったことから、増額補正するものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。43から44ページをごらんいただきたいと思います。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、大事業、職員給与費マイナス1,097万5,000円は、4月1日の人事異動等により一般職及び嘱託職の職員構成が変動したことなどに伴う増減であります。以後、職員給与費については同様の理由でございますので、それぞれの説明は省略させていただきます。

次に、項2小学校費、目1学校管理費、大事業、小学校管理運営費594万2,000円は、小学校施設の修繕に係る費用であります。

次に、大事業、施設整備事業マイナス1,032万円は、扇小学校耐震化等推進事業費の委託料1,932万円の減額と藤沢北小学校校舎屋上フェンス改修工事に係る工事請負費900万円の増額の補正予算の差額でございます。

まず、扇小学校耐震化等推進事業は、平成20年度に改正地震防災対策特別措置法を活用すべく、前倒し事業として同校の耐震2次診断業務を実施いたしました。補助金のかさ上げ措置の適用を受けられる耐震の補強基準の最低I s値が0.3を下回らなかったことから、本年度実施予定の実施設業務委託につきましては本来の耐震化推進計画に戻すために、当初予算で承認された当該委託料1,932万円を減額補正するものでございます。

一方、藤沢北小学校校舎屋上フェンス改修工事900万円は、10月8日の台風18号の突風によりまして校舎屋上に設置してあったフェンスの一部が倒壊したため、その改修工事に係る工事費用を計上したものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費、大事業、中学校管理運営費370万2,000円は、中学校施設の修繕に係る費用であります。

次に、大事業、施設整備事業420万円は、豊岡中学校校舎屋上からの雨漏りが多くなってきていることから、同校校舎の屋上防水工事を実施するものでございます。

次に、46ページの上段をごらんいただきたいと存じます。大事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業70万7,000円は、歳入でご説明させていただきましたが、国庫補助単価及び対象人数が変更し

たことによる増額でございます。

次に、47から48ページ下段をごらんいただきたいと存じます。目4 学校給食費、大事業、学校給食センター管理運営費、中事業、維持管理費56万4,000円は、配ぜん業務委託人数が1名ふえたことによる増額でございます。

中事業、修繕費60万円は、学校給食センター施設の修繕料に不足が見込まれますので、補正増をお願いするものでございます。

中事業、事務費マイナス105万8,000円は、学校給食センターパート調理員の配置が1名減になったため、賃金の減額をするものでございます。

次に、50ページをごらんいただきたいと思います。大事業、学校給食運営費282万5,000円は、県費栄養士の配置減により市費パート栄養士が1名増になったことなどによる増額でございます。

以上で概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより教育総務部所管のものについて質疑に入ります。

安道委員 説明書43、44ページのところで、施設整備事業、小学校費のところなのですけれども、扇小の耐震化検査をした結果、0.3を下回らなかったもので、前倒しで実施するものがなくなったということですか。どういうふう理解したらいいのでしょうか。これ前倒し事業ではなくなったというふうな解釈でいいのでしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 この扇小の耐震2次診断につきましては、地震防災対策特別措置法の時限立法の適用を受けるために前倒して

2次診断を実施したものでございまして、その結果が0.3を下回らなかったことよりましてそのかさ上げの対象とならなかったと、こういうことで、本来の耐震化推進計画に戻すということで返還をするわけでございます。

以上でございます。

野口委員 では、関連なので。この時限立法は平成22年度までに完成しないといけないはずの、そういう耐震工事に適用されるので、どれだけこれに乗るかというのが大事だと思うのですけれども、このことによって1つペアになったわけですよ。そういった見込み違いというのはどうなのですか。やっぱり数はわかりませんが、かなりの数学校があるし、建物もあると思うので、0.3未満ぎりぎりのところだというか、耐震2次診断きちんとしてI s値0.3以上だったということはいいことなのだけれども、しかし事業予算、市の財政的な運営としてはちょっとまずかったと思うのです。もっとI s値の低いというものについて先にやって平成22年度までのこの時限立法に乗せるというぐらいのことをやらないと、この厳しい財政状況で、たしかこの時限立法は3分の1とか2分の1とかなるのでしょうか。そういうことを含めて、これは執行部のミスではないのですか。いかがですか。

教育総務部参事兼総務課長 今回耐震2次診断を実施したのについては、耐震1次診断の結果に基づいて2次診断を実施したわけなのですけれども、ある程度0.3を下回りそうなものについて実施をいたしました。この2次診断は必ず実施しないと、次の実施設計

に移行できないのです。ですから、これについては必ず実施するということをございます。

今回実施した4校9棟につきましては、1棟が0.3未満で、そのほかは全部0.3を超えたという形になります。したがって、0.3未満でないこの時限立法のかさ上げの対象になりませんので、そういう意味で平成22年度に工事を実施しないとこのかさ上げの対象になりませんので、そういうことでこの実施設計についてもとに戻す形をとらせていただいたということをございます。

以上をございます。

野口委員 工事の流れはわかるのです。当然そうだということはわかるのです。ただ、平成22年度までに工事をするという時限立法の中でたくさん補助金をもらうというのがやっぱり入間にとって必要だから、4校6棟を対象に耐震2次診断で0.3未満かどうかどうか確認してこのかさ上げの時限立法に乗せようとしたわけで、ところが1棟だけだということはこの時限立法でお金をもらう機会を失ったのではないのかということを行っているわけで、ほかにも、ほかの建物にも0.3未満、もっとひどいというか、耐震1次診断でもちょっとひどそうなのがあったのではないのかと。要は終わったことなのですからけれども、全体の中でもっと確認すればこの時限立法に乗せることができたのではないかという、たればというのはおかしいですけれども、もうちょっとできたのではないかということをごっちは感想を持っているのですけれども、それについてはいかがですか。

教育総務部参事兼総務課長 ちょっと説明が私のほう申しわけありませんでした。今回4校9棟実施した前倒しの耐震2次診断なのですが、これについては耐震1次診断を実施した結果の悪いほうというか、数値の低いほう、それを前倒して実施したものでございまして、残りはそれよりもっと高い数値というものが残っているということで、それについては平成22年度に2次診断をすべて実施する予定で今当初予算に計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

安道委員 それでは、小学校費、それから中学校費ともにですけれども、修繕費のほうの大きな修繕の中で、大きなそれぞれの事業幾つかあったら具体的にお願したいのですが。

教育総務部参事兼学校教育課長 現在把握しているものでは、小学校で28ほどの事業というか、修繕が上げられております。中学校においては、26件ほどの事業が上げられているわけなのですが、主なものでは、例えば豊岡小学校の廊下の長尺シート、こういうものが少しめくれているということで、そういうものを修繕したり、あるいは豊岡小学校の雨漏りもありまして、その雨漏りのピンポイントで修繕するというものもございます。それから、例えば宮寺小学校の廊下の天井の修繕、そういうものもございます。また、中学校においては、豊岡中学校の高架水槽の電極棒の修繕、あるいは給食室のリフト、これの巻き上げ機の修繕、こういうものがございまして、おおむね平均では30万円前後の修繕が多いよ

うでございます。

以上でございます。

安道委員　そうしますと、小学校で大体28件、それから中学校で26件というふうなことですけれども、これはそれぞれ学校から修繕の要望が出されているかと思うのですけれども、この要望にはどの程度こたえられているのか、その点についてはどうなっていますでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長　毎年各学校から要望書をこちらのほうにいただいております、その中にはこのように修繕をするもの、あるいはもう少し改修工事のような形で予算を必要とするもの、あるいは外壁のひびだとか、あるいはモルタルのはがれ、こういうものもございます。そのほか、屋上の防水工事を全面的に行うというような、そういう要望もございまして、それらを精査して実施をしているわけなのですけれども、今回のこの修繕工事につきましては比較的小さいもの、小破修繕のようなもの、これを計上させていただいたものでございます。それぞれの予算の中で実施をしていくわけなのですけれども、大きなものについては、諸工事、あるいはこれから実施します耐震化推進計画の中の耐震化工事、こういうもので実施をしていきたいと考えております。そのほか、シルバー人材センターのほうにも委託をしております、その施設の整備事業の中で小さいものについてはシルバー人材センターのほうで修繕を行っていただいております、そういう中では全体の学校の要望にはかなり多くの充足率というふうに考え

ております。したがって、大きな事業を除けばそういう意味で充足しているのかなど、このように考えております。

安道委員 そうすると、学校現場のそういった直してもらいたいという声にはおおむねこたえられているというふうに受けとめていいわけでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 そのとおりでございます、これから実施する耐震化工事、あるいは大きな工事、諸工事を除けば、小さいものについてはこたえられると、このように解釈しております。

関谷委員 今の小中学校の修繕に関してなのですけれども、修繕の要望が各学校から上げられて、順位をつけてやっているということなのですが、今回藤沢北小の台風によって屋上のフェンスが倒壊したから直したということなのですけれども、これは要望としては上げられていなかったから先に壊れてしまって直したということなのではないでしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 これは要望として上がっていたものではありませんで、本年10月8日に台風18号が発生をいたしまして、その突風によりましてこのフェンスが南側部分が倒壊したと、こういう、突風によって倒壊したという緊急事態でございます。これについてはいろいろ原因があると思いますけれども、1つには看板が、各学校に、フェンスに看板が設置してあるようなところもありまして、この藤沢北小学校についても同様に学校名を表示する看板が設置してあるというのも1つの原因かなと思います。したがって、その看板については、これを機に全小中学校に看板の撤

去を校長会を通じてお願いをしたところでございます。

以上でございます。

向口委員 46ページの私立幼稚園就園奨励費ということなのですが、これ700万円なのですけれども、これは児童がふえたと解釈してよろしいのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 これにつきましては、国からこれは補助の額が示されるわけですけれども、その補助の限度額が上がった、高くなったということによるものでございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

教育総務部参事兼学校教育課長 人数的には当初見込んだ数とは逆に何人か減っているくらいで、ほぼ同じくらいでございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ教育総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で教育総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。各所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、生涯学習部所管のものについて生涯学習部長より説明を求めます。

概要説明

生涯学習部長 議案第107号、入間市一般会計補正予算（第6号）のうち生涯学習部所管のものにつきまして、概要をご説明申し上げます。

それでは、補正予算（第6号）歳入歳出予算事項別明細書により、歳入からご説明申し上げます。説明書の9から10ページを開きいただきたいと思います。

最初に、款14使用料及び手数料、項1使用料、目9教育使用料、節4保健体育使用料65万4,000円の減額のうち、テニスコート使用料35万4,000円の減額であります。運動公園テニスコート大規模改造工事を実施したことに伴い、その間テニスコートの使用ができなかったための減額となるものでございます。また、プール使用料30万円の減額につきましては、本年夏場の天候不順により入場者が減ったため、減額となったものでございます。また、このことに伴いまして、11から12ページの款21諸収入、項5目1雑入のコインロッカー使用料8万3,000円を減額するものでございます。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。説明書の45から46ページをごらんいただきたいと思います。まず、項5社会教育費、目1社会教育総務費の職員給与費の48万6,000円の減額でございますけれども、職員1名増で一般職給与は増額となりますけ

れども、職員手当が大幅な減額となるため、補正減額するもの
でございます。

次に、目2 公民館費の大事業、職員給与費、中事業、一般職給
与992万1,000円の減額は、人事院勧告に基づく給与改定及び人事
異動等による過不足を精算するものでございます。

また、大事業、公民館管理運営費、小事業、修繕費47万4,000円
の増額は、東町公民館のエレベーター及び藤沢公民館の空調等の
修繕を行うため、増額するものでございます。

次に、項4 青少年活動センター費、大事業、施設管理費、中事
業、修繕費の81万4,000円の増額につきましては、経年劣化によ
る本館のエアコンの故障及び体育館の消防設備の機器不良等のた
め、安全維持管理を図るため増額するものでございます。

最後になりますが、47から48ページの項6 保健体育費、目2 体
育施設費、大事業、施設管理運営費、小事業、スポーツ広場整備
事業66万1,000円の増額ですが、東金子スポーツ広場駐車場用地
を新たに借用することに伴い、門扉設置等の工事をするための経
費でございます。

以上で生涯学習部が所管する補正予算の概要説明を終わります。
よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより生涯学習部所管のものについて質疑に入ります。

宮岡治郎委員 46ページです。款10教育費、項5 社会教育費、目2 公民館
費、大事業、公民館管理運営費、中事業、管理運営費、小事業、
修繕費の中で東町公民館のエレベーターについて触れられました

けれども、エレベーターの点検というのは定期的に行っていると思うのです。これ臨時に生じたということは、何かエレベーター、最近安全上の問題などがよく問題になっているのですけれども、何か生じたのでしょうか。

中央公民館長 今ご質疑のとおり、エレベーターについては定期点検を行っておりますけれども、その点検の際に故障していることが判明したものでございます。現在は、インターホンが故障したわけですが、中古のものを暫定的に取りつけて対応しているところでございます。

以上でございます。

宮岡治郎委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ生涯学習部所管のものについての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第107号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第6号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時26分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第108号 平成21年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

委員長 次に、議案第108号 平成21年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

市民部長に概要説明を求めます。

概要説明

市民部長 議案第108号 平成21年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算からそれぞれ2億1,112万

1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を151億2,990万1,000円とするものでございます。

それでは、補正予算（第3号）説明書によりご説明を申し上げます。説明書の7から8ページをお開きをいただきたいと存じます。

初めに、歳入から申し上げます。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金の増額1億5,753万5,000円は、歳出の高額療養費負担金、老人保健拠出金等の増減に対する約34パーセント及び平成20年度療養給付費等負担金の追加交付分を計上するものでございます。

款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金の増額9,701万1,000円は、退職被保険者老人医療拠出金等の確定により、埼玉県社会保険診療報酬支払基金からの交付見込額を計上するものでございます。

款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金の増額8,761万9,000円は前期高齢者の医療給付に係る交付金で、同支払基金からの交付金の確定額を計上するものでございます。

款6県支出金、項2県補助金、目2調整交付金の増額4,192万8,000円は、県からの調整交付金の増額を見込み計上したものでございます。

款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目2保険財政共同安定化事業交付金の減額18億1,146万6,000円は、保険税の平準化、

財政の安定化を図るため国保連合会から交付されるもので、交付対象レセプトの減少を見込み計上するものでございます。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の増額12億円は、一般会計からその他一般会計繰入金として受け入れるものでございます。

款11諸収入、項3雑入の増額1,625万2,000円は、一般被保険者第三者納付金返納金等で埼玉県国保連合会等から雑入として受け入れるものでございます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。11から12ページをごらんをいただきたいと存じます。款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費の増額2億2,100万円は、一般被保険者の高額医療費の増額が見込まれるため、計上したものでございます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金の増額1億7,239万円及び目2後期高齢者関係事務費拠出金の減額1万2,000円は、埼玉県社会保険診療報酬支払基金からの拠出金の確定通知によるものでございます。

続きまして、13から14ページでございます。款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金の減額8,306万7,000円及び目2老人保健医療費拠出金の減額225万3,000円は、同支払基金からの拠出金の確定通知によるものでございます。

続きまして、款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付

金の減額9,825万5,000円につきましては、こちらも同支払基金からの拠出金の確定通知によるものでございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金の減額4億2,092万4,000円につきましては、平成20年度療養給付費等交付金の償還金額の確定及び平成20年度特定健康診査、特定保健指導精算に伴う償還金の発生による増減を計上したものでございます。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

野口委員 この国民健康保険特別会計では、一般会計からの繰入金の動向というのがみんな注目というか、非常に大事な問題だと思っているわけです。そこで、いろいろ総括質疑でありましたけれども、平成21年度は繰り上げ充用を除いても実質というか、22億円前後の繰り入れがあるということ。これに対してこれから、これは今年度特別な事情であって、来年度からは15、16、17億円というようにおっしゃっているのだけれども、そこら辺がまとまるか全然わからないです、どういうふうになっていくのか。資料としてもらったこの表がありますね。だから、平成21年度で本当は国民健康保険特別会計というのは、他の自治体とならすとか、ほかの保険等でならすとかで、つまり上げて入れてという入り組みがあるわけです。ましてや後期高齢者支援金もあるので、本当によくわ

からないのだけれども、せめてこの表に基づいて来年度はどこが減ってどこがふえる、だから15、6、7億円ぐらいになるのだということちょっと言っただけないですか、この表に基づいて。ふえる、減るぐらいでいいですから。金額は大体でいいとして。

保険年金課長 ただいまのご質疑ですが、平成21年度のこの表と今後來年度の、平成22年度の予算のその差はどうなるかというご質疑でよろしいですね。

野口委員 動向ですね。

保険年金課長 動向につきましては、総括でも部長のほうでお答え申し上げますように、平成22年度と平成21年度の差のほうを申し上げますと、まず第1に歳入と歳出に分けてお話をしたいと思います。

まず、歳出のほうからちょっとお答えさせていただきます。歳出につきましては、こちらで老人保健の拠出金というのがなくなります。それから、後期高齢者支援金が若干ふえると思います。これは、後期高齢者の医療費自体が年々上がっておりますので、それはふえると思います。それと、あと繰り上げ充用の2億6,000万円というのございますが、これは今年度に限ったものでございますので、この金額がなくなります。それから、あと諸支出金の中に過年度の償還金がございます。これは、平成20年度の療養給付費等交付金の金額に対してここで精算するものでございますが、その精算分として、過年度償還金が約1.8億円減少いたします。そうしますと、歳出のほうで約4.4億円ぐらいの減少が

見込まれると予想しております。

それから、今度歳入になります。歳入ですが、平成20年度にご存じのように医療制度改革の大幅な変更がございました。改革がございました。その中で、平成20年度に前期高齢者交付金を20億円をうちのほうで歳入として受け入れているわけなのですが、当初うちのほうは厚生労働省のワークシートを用いまして積算したところ、23億円という金額で当初出したわけなのですが、その3億円がカットされて20億円ということで入っております。それで、この医療制度改革の精算というのは2年後に行われることになっておりますので、平成22年度にこの前期高齢者交付金の精算が入ります。この精算分が大体7億円ぐらい余計に精算として入ると予想をしております。それらをいろいろ増減を調整いたしますと、一般会計からの繰入金という額につきましては、16億円前後になるのではないかとということで、今当初予算の積算をいたしているところでございます。

以上でございます。

野口委員 では、最後に保険給付費、医療費との関係で伸び、つまりこれ以外については、入り組みについては、この平成21年度がちょっと大変な時期だったから、次は平成22年度以降は楽になるということはわかるのだけれども、保険給付費だけは伸びているのです。医療費が伸びているのです。これが1億円、2億円とかもっと大きい単位で伸びていくとこれはもっともなくなるのだけれども、これについてはどういう予想ですか。

保険年金課長 医療費の伸びにつきましては、平成20年度の当初予算と平成21年度の今回の補正に提出しております保険給付費の金額を見ますと、約9億2,000万円ぐらいの増加を見ております。それで、平成21年度の4月から今現在、11月までのレセプト関係の診療報酬を見ますと、その予算の範囲内で今のところは済んでいるのです。それで、今回補正をお願いいたしました高額療養費につきましては、2億2,100万円の補正増をさせていただきましたけれども、高額な医療費については若干伸びております。ただ、それ以外の一般療養費関係は、この予算の範囲内でございます。

それで、これは今後の見通しということなのですが、もし平成22年度また大幅な伸びがあれば、また一般会計のほうから面倒見ていただく可能性もありますが、今のところこの水準でいくと思っているのです。それで、この医療費の動向が国民健康保険事業のもう95パーセントを占めておりますので、その動向によっては違ってくるのですが、ただ平成20年度の他市町村の決算を見ますと、ちなみに狭山市、所沢市さんは予算対比100パーセント以下に抑えてあるのです。入間市だけは104パーセントぐらいちょっと伸びがあるので、そういう各市町村でもその医療費の動向によっては違いがございますので、それで平成22年度の積算は医療費の伸びを、今回かなり伸びていますので、これぐらいの伸びで済むのかなと。今回予算の積算している金額で、医療費の伸びもそのくらいで済むのではないかとということで予測はしております。

野口委員 確認なのですけれども、要は平成22年度の保険給付費、つまり医療費の伸びというか、動向からいって、平成22年度の予算の保険給付費の見込みはこの98億円強ぐらいで済むと、つまり平成21年度のこのぐらいで済むという見通しなのですか、平成22年、平成23年含めて。今後動向含めて。

保険年金課長 平成20年度から平成21年度に移ったときに、確かにもう4月の当初からかなり伸び率があったのですが、ただそれがかなり今度抑えられていますので、平成21年度につきましては。それがこのままの推移で平成22年もいけば、この平成21年度の保険給付費の予算の若干の伸びぐらいで済めばいいなという感触でいます。今現在、医療費が伸びていないのです、一般のほうの療養費自体は。ですから、結局平成22年度の積算するときに平成21年度の医療費の伸び率を見て積算するのですけれども、平成21年度についてはこの平成21年度予算の一般療養費の予算範囲内で今推移しておりますので、そういう考えで今いるわけなのですが。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 では、この際委員として質疑を行いたいので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

では、質疑お願いします。

永澤委員 済みません。今の引き続きの件なのですけれども、保険給付費

の問題なのですが、ずっとこの間私たちが乳児医療費の窓口払いの撤廃を訴えてきた中で、保険給付費が非常に伸びる可能性があるのも、入間市はできないという答弁を何度かいただいていたような記憶があるのです。この10月から乳幼児医療費の窓口払いの撤廃がありまして、まだ実際にはそれがどういうふうに伸びているのかというのは現実化していないのではないかなと思うのです。それを今までの半年間の保険給付費の伸びを見越してこの予測を立てるといえるのは非常に危険ではないかなと思うのですけれども、その辺についてはどういうお考えでしょうか。

保険年金課長 確かに保険給付費の医療費というのは、動き出すと動き出す可能性もございます。それで、前年対比過去の例を見ますと、4パーセントから9パーセントぐらいの範囲で動いて、増加しているのは確かです。ただ、医療費が、当然療養給付費等が上がれば、国庫補助の34パーセントとか国の調整交付金9パーセント、県の調整交付金7パーセント、半分がその交付金、補助金関係で入ってきますので、とりあえずこういう緊迫した財政状況ですから、うちのほうといたしましてはできる限り歳入のほうの精査をするとともに、歳出のほうもそれをむやみにかなりの金額で上げての予算の編成というのは、今の時点ではちょっと不可能な点もございます。そういう総合的な点を考えまして、平成21年度の医療費の伸び、状況等を勘案いたしまして、平成22年度につきましては先ほど申した金額の範囲内におさまればいいということで考えております。

以上です。

永澤委員 もう一点ちょっとわからないので、教えていただきたいのですが、先ほどの表のところなのですが、平成23年度の推計予算額の歳出のほうに今後3億円ずつ返していくという部分というのはどこに入るのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

保険年金課長 3億円はよろしいですか。うちのほうはあくまでも繰入金として受け入れました。それは、歳入歳出のバランスをとるためのことなのですが。

副委員長 外部の人は言わないで、傍聴者の方は発言は慎んでください。こちらが課長を指名したからいいのです。終わりましたね。

保険年金課長 はい。

副委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第108号 平成21年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午前 11 時 46 分）

委員長　これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長　永　澤　美恵子

福祉教育常任委員会副委員長　野　口　哲　次